

開会 午前 9時00分

◎開 会

○議長（板谷 信君） ただいまから、平成23年第4回川根本町議会定例会を開会いたします。



◎開 議

○議長（板谷 信君） これより本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○議長（板谷 信君） なお、本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

今期定例会に説明員として町長以下関係者が出席しておりますので、御了承ください。



◎諸般の報告

○議長（板谷 信君） 日程に入る前に諸般の報告を行います。

12月7日、町長から第4回定例会の招集告示をした旨、通知がありました。

今期定例会は、お手元に配付のとおり、議案7件が町長から、発議1件が議会から提出されております。

以上で、諸般の報告を終わります。



◎行政報告

○議長（板谷 信君） 今期定例会招集に当たり、町長より行政報告を兼ねましてごあいさつがあります。町長、佐藤公敏君。

○町長（佐藤公敏君） 皆さん、おはようございます。

本年も余すところわずかとなりました。本日は平成23年第4回定例会の開催をお願いいたしましたところ、御多用の折にもかかわらず、議員全員の御出席をいただきまして誠にありがとうございます。

年末の風物詩ともなっております、日本漢字能力検定協会の、その年の世相を漢字1文字であらわす「今年の漢字」が「絆」に決定いたしました。「絆」という漢字は、これはラジオで聞いた話ですが、常用漢字には入っていないそうですので、日本人の意識の中からやや縁遠くなっていた漢字でもあったのかと思いますが、3月11日の東日本大地震によって多くの人命や家屋が津波に流され失われるという悲惨な状況が起こって、日本人の心によみがえってきたのが家族や仲間など人と人とのつながり、「絆」という言葉、文字だったのだろうと思います。

本年は、東日本を襲った大地震による津波と、それに伴う福島第一原子力発電所事故による被災、さらに7月には新潟、福島での豪雨災害、そして紀伊半島に記録的な豪雨をもたらした9月の台風と、大きな自然災害が発生いたしました。

川根本町においても、台風6号、12号、15号により、町内各所で道路決壊や土砂崩れ、倒木などの災害が発生いたしました。殊に台風12号では、林道富沢線が決壊したことにより、崎平区富沢地区が孤立状態となり、一部の皆様は避難地で、その他の皆様は自宅に残られ、ともに不便な生活を余儀なくされ、不安を抱えたまま年の瀬を過ごしております。地区の皆様の不安を一日も早く取り除くことができるよう復旧に取り組んでいるところであり、迂回路の新設にもできるだけ早く着手できるよう努めているところであります。

このような中で、すばらしい話題もありました。その1つは、カヌースプリント競技で活躍されていた大村朱澄選手が、念願かなって、ロンドンオリンピックの出場権を獲得したことです。大村選手は、幼いころから2人のお兄さんとともにカヌーに取り組み、中学生のころには既に日本を代表する選手として期待されておりましたが、着実に力をつけ、オリンピック出場を決めました。大村選手のオリンピック出場を後押ししようと後援会を立ち上げましたところ、大勢の町民の皆様の御参加をいただき、大変な御厚志を賜りました。町民の皆様の熱い声援が大きな励みとなって、オリンピック出場につながったと考えております。皆様の御協力に心からお礼を申し上げますとともに、ロンドンでの大村選手の御活躍と今後の成長を楽しみにしたいと思います。

また、第65回全国茶品評会では、普通煎茶10kgの部において、1等1席、2席、3席を独占し、1席の土屋鉄郎さん、2席の丹野浩之さんが農林水産大臣賞に、3席の高田智祥さんが生産局長賞に輝き、川根本町は産地賞をいただくことができました。さらに、関東ブロックの共進会においては、相藤直紀さんが農林水産大臣賞を受賞されるなど、お茶の川根本町を強くアピールすることができました。お茶の売り上げ不振に加えて原発事故による風評被害など、お茶を取り巻く環境は非常に厳しい状況にあります。このたびの出品者の皆様の頑張りは、川根茶の将来に大きな期待をつなぐものとなったと考えております。今後とも高品質な川根茶づくりに励んでいただくとともに、その輪をさらに広げていただくためのお力添えをお願いするものであります。

現在、平成24年度当初予算の編成作業が進められておりますが、新年度における基本的な

姿勢は、前年度同様、安全・安心のまちづくり、元気で活力に満ちたまちづくり、住民の皆様が夢を持って明るく前向きに取り組めるまちづくりを目指した予算編成としたいと考えております。

安全・安心のまちづくりは、東海地震の発生や豪雨による土砂崩壊や洪水など自然災害が心配される中で、町民の皆様の命と暮らし、そして財産を守るためのインフラ整備や防災対策、住宅のリフォームや耐震補強の促進による災害に強い住まいづくり、医師の確保など健康で明るく過ごしていただくための医療、介護、福祉施策の充実などを図ってまいります。殊に山間地域における医療体制の整備は重要な課題となってくるものと思われまます。

元気で活力に満ちたまちづくりでは、農林業と商工観光業などが相互に連携し合う中で、付加価値の高い産業構造を目指していく必要があると考えます。林業や茶業については、機械の導入による省力化、集約化、作業道など路網整備等による低コスト化や体質強化を図っていかねばなりません。森林や茶園の持つ多面的な機能に着目し、林家や農家の多角化による所得拡大を考えていく必要もあるのではないかと考えます。建材や茶葉を生産する場としての森林や茶園という本来の機能に加えて、トレイルラン、ハイキング、いやしの場などとしての空間の利活用と、林家や農家の暮らしを紹介し、体験していただくなど新たなツーリズムの展開を図ることによって、交流人口の増大、滞留人口の拡大を図っていくことも大切ではないかと考えます。

地産地消、農商工連携、6次産業化の具体化を目指すとともに、静岡市、島田市、吉田町、牧之原市など、大井川筋の広域連携、S Lフェスタですとか、風景街道、お茶街道などの推進ということをございますけれども、これらを図っていくことが重要だと考えます。

住民の皆様が夢を持って明るく前向きに取り組めるまちづくりについては、前述したまちの元気、暮らしの安全・安心ともかかわりが深い課題であります。産業、文化、教育、医療、福祉、地域や企業、職場での活動など、様々な分野で活躍されている皆様、そしてこれから新たな活躍の場をお求めの皆様など、このような思いを持った人たちのネットワークづくりとさらなる活躍の場づくりが大切だと考えております。地域社会に貢献したいという意欲と、様々な能力をお持ちの皆様が、様々な社会活動に参加できるための出番と居場所づくりに努めたいと思います。また、子供の笑顔が家庭の笑顔につながり、地域や職場の笑顔へと広がっていくわけでありますので、出会いの場づくりのための縁結び事業など、地域ぐるみで考えていく必要があるのではないかと思います。

町が進めてきた情報通信基盤整備事業については、アンケートの結果、必要ないという御意見が多く、見直しを図っていく必要があると考えております。川根本町にとって、情報通信環境を整備していくことの必要性については御理解をいただけるものと考えておりますので、この町にとって有効で町民の皆様の御理解がいただける整備を検討していく必要があると考えております。

この事業をめぐる、町民の皆様に御迷惑や御心配をおかけいたしましたことにつきまし

ては、心より深くおわびを申し上げます。

現在、町長と議会に対するリコール運動が展開され、3分の1を超える署名を集められたと聞いておりますが、全員協議会の場でも申し上げましたように、このような事態を招いた責任の一端は、当然、私にもあると考えております。町民の皆様方からの御批判につきましては真摯に受けとめさせていただきたいと考えております。今後の町行政につきまして皆様の御理解と御支援をお願いするものであります。

本日お諮りするのには、条例改正について2件、工事契約締結について1件、補正予算について4件の計7件であります。御審議のほどよろしくお願い申し上げまして、開会に当たっての行政報告にかえさせていただきます。

○議長（板谷 信君） 御苦労さまでした。

————— ◆ —————

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（板谷 信君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、7番、森照信君、8番、中澤智義君を指名します。

————— ◆ —————

◎日程第2 会期の決定

○議長（板谷 信君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月21日までの8日間としたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から12月21日までの8日間に決定しました。

————— ◆ —————

◎日程第3 議案第37号 川根本町税条例の一部を改正する条例について

○議長（板谷 信君） 日程第3、議案第37号、川根本町税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤公敏君） 議案第37号、川根本町税条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律が、平成23年6月30日に公布され、同日施行されたことに伴い、川根本町税条例の一部を改正するものであります。

今回の税政改革は、現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税政の整備を図る観点から、地方税制の改正が公布、施行されました。

議案2ページ、新旧対照表1ページをごらんください。

第26条、町民税の納税管理人に係る不申告に関する過料について、正当な理由がなくて申告をしなかった場合においては、その者に対し3万円以下の過料を10万円以下の過料に改正を行うものです。

第34条の7、寄附金税額控除について関係する条文を整理する改正です。寄附金税額控除の適用下限額を改正前5,000円を改正後2,000円に引き下げる変更です。

第36条の3の改正は関係する条文を整理する改正です。

第36条の4、町民税に係る不申告に関する過料は、町民税の納税義務者が正当な理由がなく提出、申告をしなかった場合においては、その者に対し、改正前3万円以下の過料を改正後10万円以下の過料に改めるものです。

第53条の10、退職所得申告書の不提出に関する過料は、納税義務者が退職所得申告書を正当な理由がなく提出しなかった場合、改正前3万円以下の過料を改正後10万円以下の過料に改めるものです。

第61条、固定資産税の課税標準、第61条の第9項、第10項は、地方税法第349条の3において、離島路線に就航する一定の航空機に係る固定資産税の課税標準の特例措置が第7項に追加されたことにより、項ずれに伴い引用部分を改めるものです。

第65条、固定資産税の納税管理人に係る不申告に関する過料は、規定によって申告すべき納税管理人について正当な事由がなく申告をしなかった場合における改正前3万円以下の過料を改正後10万円以下の過料に改めるものです。

第75条、固定資産税に係る不申告に関する過料は、固定資産税の所有者が規定によって正当な事由がなくて申告しなかった場合においては、改正前3万円以下の過料を改正後10万円以下の過料に改めるものです。

第83条、軽自動車税の賦課期日及び納期です。

軽自動車税の納期限の改正は、平成23年度税政改正に係る改正ではありませんが、軽自動車税の賦課期日は4月1日です。

従来、3月中旬から4月1日までの異動分を納税通知書に反映させるための時間的な余裕がありません。今回、納期を改正変更することにより、課税に当たっての正確性を高め、町税である軽自動車税の納期限を改正前4月11日から同月30日までを5月15日から同月31日ま

でに改めるものです。県税の自動車税の納期と同じになることにより納付への意識も高まるものと思われます。

第88条、軽自動車税に係る不申告等に関する過料は、規定によって申告または報告しなかった場合、改正前3万円以下の過料を改正後10万円以下の過料に改めるものです。

第100条の2、町たばこ税に係る不申告に関する過料の規定の一部改正です。経済社会状況の変化に対応し、税政への信頼の一層の向上を図る観点等から租税に関する罰則の強化として、不申告者に対する過料を規定するものです。罰則なしから改正後10万円以下の過料に追加するものです。

第107条、鉦産税の納税管理人に係る不申告に関する過料は、規定によって正当な事由がなくて申告をしなかった場合において、3万円以下の過料を10万円以下の過料に改めるものです。

第133条、特別土地保有税の納税管理人に係る不申告に関する過料、納税管理人について正当な理由がなくて申告をしなかった場合、3万円以下の過料を10万円以下の過料に改めるものです。

第139条2、特別土地保有税に関する不申告に関する過料は、納税義務者に係る不申告に関する過料10万円を新たに規定するものです。この規定の追加による条ずれのため、現行の第139条の2、特別土地保有税の減免が第139条の3となります。

第151条、入湯税の特別徴収義務者に係る帳簿記載の義務違反等に関する罪は、租税に関する罰則の強化として、地方税法の改正、第701条の6第1項に倣い、帳簿起債の義務違反等に対する罰則を、改正前3万円以下の罰金を改正後1年以下の懲役または50万円以下の罰金に改めるものです。

次に、附則の関係です。

寄附金税額控除における特例は、附則7条の4は、寄附金税額控除における特例控除額の特例に係る規定の一部改正です。

附則第8条は、第1項及び第2項、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例に係る規定の改正です。

免税対象飼育牛の売却頭数の年間1,500頭、改正前は2,000頭を超える場合には、その超える部分の所得について免税対象から除外する見直しを行うとともに、その適用期限を平成27年度まで延長する。町条例において、地方税法に規定している事項について法と同じ文言を用いて規定しているが、今回の改正において、法の条文を直接引用することにより条文の簡素化を図るものであります。

附則第10条の2第4項は、新築住宅に対する固定資産税の税額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告に係る規定の一部改正です。高齢者の居住の安定確保に関する法律、法律第26号の改正に伴い、サービスつき高齢者向け住宅の登録制度が創設され、引用している根拠条項が改正されたため引用部分を改めるものです。

附則第16条の3第3項第2号、上場株式等に係る配当所得に係るものですが、町民税の課

税の特例に係る規定の一部改正、附則第16条の4第3項第2号、土地の譲渡等に係る事業所得等に係る町民税の課税の特例に係る規定の一部改正、附則第17条第3項第2号、長期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例に係る規定の一部改正、附則第18条第5項第2号、短期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例に係る規定の一部改正、附則第19条第2項第2号及び第5項第2号、株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例に係る規定の一部改正、附則第20条の2第2項第2号、先物取引に係る雑所得等に係る個人の町民税の課税の特例に係る規定の一部改正、附則第20条の4第2項第2号、条約適用利子等及び条約適用配当に係る個人の町民税の課税の特例に係る規定の一部改正は、第34条の7及び附則第7条の4の改正において、条文の簡素化を図ることにより、これまで引用している文言がなくなるため、条文の整備を行う改正であります。

次に、附則第2条関係は、個人の町民税に関する経過措置、平成21年1月1日から平成23年12月31日までの間の上場株式等の配当所得及び譲渡所得等に対する軽減税率の特例の適用期限を2年延長するものです。

第3条関係は、非課税口座内上場株式等の譲渡に係る所得計算の特例について、施行日を2年延長し、平成27年1月1日とするものです。

以上が、川根本町税条例の一部を改正する条例についての説明であります。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（板谷 信君） 説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑はありませんか。10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） ただいまの提案理由の説明で、地方税法の改正によって、不申告の罰則が強化されたり、あるいは不労所得という大変ですけども、私たちはそう言っているんですけども、株式とか利子配当とか、そういうものの軽減措置が2年延期になるという、また、高齢者の住宅の安定確保について、サービスつき高齢者の住宅への国の支援など、そういう法律ができたものだから、それが入ったことで条ずれというんですか、条がずれましたよと、いろんな条ずれの変更などあったんですけども、この改正について、1つは罰則強化というのは何のためにするのか、これで滞納問題の解消を期待されているのかどうか、その点をお聞きいたします。

それから、この高齢者の新築住宅に対する固定資産税の減額の適用について、附則第10条の2の4項ですけども、高齢者のサービスつき高齢者向け住宅の登録制度が創設されたということで条ずれの改正をするわけですけども、このことについて、当町でそういう住宅、今まであった既存の3施設ですか、それがなくなって、廃止になって認定制度がなくなって、今度、新たにもう少し高齢者の住宅を厳しく登録制にして高齢者を守りましょうということで創設されたわけですけども、そういう、これから新たなサービスつき高齢者向け住宅というのは、これから希望者があれば、国の補助支援など、また税金の減免など受けられるん

でしょうけれども、今までの既存の3施設が、当町にあったのかどうか、改正前にこの適用を受けた住宅があったのかどうか、その点について、それから改正後については申請、この町で可能性があるかどうかなど、町としても、そういう住宅を確保していかなければならないと思うんですけれども、どのようにこの法を生かしていく考えかお聞きいたします。

それから2点目ですけれども、納税管理人を定めている納税義務者というのは、全協でもちょっと聞いたんですけれども、そういう方々、個人、法人別になっている、あるいは重複する件数もあると思うんですけれども、およそ当町にどれくらいおられるのか。それから昨年度に、この納税管理人を申告しない納税義務者に対して過料が3万円から10万円に引き上げるよという改正内容ですけれども、昨年度にこういう不申告の事例があったのかどうか伺います。

それから3点目ですけれども、34条の7の寄附金税額控除の条文の改正なんですけれども、ふるさと納税みたいに言われているわけですが、このような事例が当町にどれくらい、件数、金額があったのかお聞きいたします。

それから次に、資料の3ページ、何枚つづりかでいただいた、3枚つづりで全協でいただいた資料があるんですけれども、これの3ページの個人の町民税の(2)のところ、附則第2条第9号第16項で、上場株式等の配当所得及び譲渡所得など、いわゆる不労所得、先ほど言ったんですけれども、軽減税率の特例3%、県民税1.2%、町民税1.8%という、その特例の軽減の適用期限を2年延長すると書いてあって、先ほど町長も提案理由で述べられたわけですが、この対象者というんですか、当町において、どれくらいいらっしゃるのか、いらっしゃらないのか、確認できるのかどうかお伺いいたします。

それから最後ですけれども、資料の同じページの(3)で非課税口座内上場株式などの譲渡にかかわる所得計算の特例を2年延長して、真ん中辺ですけれども、平成27年1月1日とするというふうに書いてあるんですけれども、この非課税口座内上場株式などの譲渡にかかわるとい、この点について説明あるいは当町の対象者がいらっしゃるかどうか、そういう点について説明をお願いいたします。

それから最初に申しました罰則強化に対して再度聞きますけれども、滞納が解消されると思われるかどうか、もう一度確認をお願いいたします。

○議長(板谷 信君) 税務課長。

○税務課長(渡邊 清君) お答えをします。

罰則強化の理由ということですが、地方税法の改正によりまして、個人住民税等の脱税犯に係る懲役刑の上限の引き上げということになっております。これについて、あわせてですけれども、滞納が減るかということですが、減ることを願いたいと思います。

それと、高齢者住宅の関係ですが、ちょっと調べますので時間をください。

第26条関係で、納税管理人の申告をしなかった納税義務者に関する過料です。税目の区分はしておりませんが、法人が7、個人が922人です。昨年度の不申告者はありませんでした。

資料3 ページ、個人の町民税に関する件ですが、附則2条関係ですが、この当町の対象者ですけれども、源泉徴収をされるものですので、町に申告があるものではありませんので対象者は不明です。

その次、非課税口座内上場株式関係ですけれども、これは所得計算の特例2年延長ですけれども、これは国民に広く株式等への投資を促進してもらうため、小口の投資家を対象に毎年100万円で3年間、総額300万円に達するまでは上場株式等への投資から生ずる配当や譲渡益を非課税とするものです。書類の流れが金融機関から税務署への届け出ですので町ではわかりません。したがって、対象人数等は把握できません。

以上です。

○議長（板谷 信君） 総務課長。

○総務課長（柴田光章君） ふるさと納税の関係の質問がありましたので、総務課の方からお答えさせていただきます。

本年度でございますけれども、8件、158万7,000円の寄附というんですか、ふるさと納税がございました。参考までに昨年度でございますけれども平成22年度が8件の46万5,000円でございます。その前21年度が7件の39万円ということになっております。

以上でございます。

○議長（板谷 信君） 高齢者住宅はどうしますか。後で答えますか。今、回答していませんよね。

○税務課長（渡邊 清君） ちょっとお時間をください。

○議長（板谷 信君） あとで。はい。再質問。

（何か言う者あり）

○議長（板谷 信君） この時間中にはあれでしょ、答弁中には。はい、税務課長。

○税務課長（渡邊 清君） すみません、では、お答えをします。

高齢者の住宅ですけれども、高齢者の住居の安定確保に関する法律の改正を受け、根拠条文が削除されたことに伴い引用部分を改めたものです。特定市街化区域農地であって、土地の上に新築された貸家住宅等に対する固定資産税の減額についての規定です。御承知のとおり、当町には特定市街化区域が存在しません。今回の改正は、この引用条項として、高齢者の居住の安定確保に関する法律、平成13年法律第26号が改正され、従来、引用していた第31条は削除されたため、新たに第7条第1項を引用条文に改めたものです。

以上です。

○議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 高齢者の条文改正で条ずれを直したもので、当町には市街化特定区域ですか、そういうものもないということなんですけれども、国としては、やはり有料高齢者賃貸住宅とか、高齢者専門賃貸住宅とか、高齢者円滑入居賃貸住宅とか、こういう施設を今まで支援していて、今度は新たにもっときちんと、それで今までのでは、なかなか基準

があいまいだったものですから、高齢者との間でトラブルとか、守ることができないというようなこともあって、新たに今度、この高齢者の居住の安定確保に関する法律の中の一部改正で、サービスつき高齢者向け住宅の登録制度というのが創設されたというふうにインターネットで読みました。それで、そういう状況で、私は当町においてもこういうものが非常に必要だと思うんですね。民間からの申し出も、民間からの要望に対しても、国が新築の10分の1、改修の3分の1の補助をすとか、固定資産税を5年間は3分の2に軽減します、3分の2を軽減するよとか、そういう特例というんですか、あるわけですがけれども、町としても、国は市町村に対して交付金を交付できることとするというふうになっているとも書いてありますので、町としても、やはりこういうものはありませんではなくて、これから整備をしていかなければいけないと私は思うんです。せっかく法改正がされたわけですから、その点について町長、どのようにお考えでしょうか。

○議長（板谷 信君） 副町長。

○副町長（小坂泰夫君） 今回、この改正については、都市部等について市街化区域とか、そういう関係の農地のところに新築住宅を建てて、高齢者への住宅を確保するという、そういう施策の中にあつたわけですがけれども、その施策の中にあつての固定資産税の減免措置に対するものに対して、今回、法律改正をもって削除したというものでありますけれども、先ほど答弁がありましたように、当町においては特定市街化区域というものは存在しないということの中において、このような新築住宅に対する、賃貸住宅に対する軽減措置、固定資産税の軽減措置がなかったということでありまして、今、御質問の中で解釈の部分は、まさしくそのとおりであるわけなんですけれども。

もう一点は、これは都市部における賃貸住宅、高齢者に対する住宅が確保しにくいということの中において特定化された法律であるということ、まず御理解いただきたいと思えます。当町においては、若干この状況が違っておりまして、ただ、高齢者がいかに安定的な家庭というのですか、住居の確保ができるかというようなことでありまして、これについては、やはり高齢者に対する一般施策の中で、どういう例えば支援ができていくかというものは検討していかなければならないし、当然、空き家住宅とか、いろんなものの中でも検討はしていかなければならないと思えますけれども、今回の改正については、そのような状況にあるということ、御理解いただきたいと思えます。

○議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 私がちょっと勘違いしていた部分があつて、今の副町長の説明で本当によくわかったわけですがけれども、それでも副町長も言われたように、こういう高齢者の人たちだけの世帯を、例えばワークシェアみたいな仲間で住んでいる、そういうことで家賃を減らしたり、助け合えるところは助け合ったり、また介護ヘルパーさん、寮母さんみたいな人を置いて、生活が安心してできるようにしていこうというのが、やはり高齢者の居住の安定確保という目的にあると思うものですから、まさに、うちの町では、そういう状況が

必要になっているところもあって、徳山の住宅などは、もう、すぐ満杯になっているし、お年寄りの人たち、喜んでいますが、1人で1軒住むのはもったいないねとか言っている声も聞こえますので、そういうことも、やはりこれからは住宅建築確保ですか、そういうものをぜひ努めていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（板谷 信君） 副町長。

○副町長（小坂泰夫君） ありがとうございます。

確かにグループホーム、以前はグループホームとありますけれども、いわゆるグループシェアですね、そういうような生活環境の整備というのは当然必要であると思えますし、これは福祉施策の今後の課題であるというふうに認識しております。

○議長（板谷 信君） ほかに質疑はありませんか。9番、市川君。

○9番（市川昌美君） 通告はしてございませんけれども、条例のことですから、計算上の問題はないということで、151条の、その前に入湯税の特別徴収義務者に係る帳簿記載義務違反等に関する罪ということで載っていますけれども、この特別徴収義務者という方はどういう方か、ちょっと教えていただきたいんですが。

○議長（板谷 信君） 副町長。

○副町長（小坂泰夫君） 入湯税の場合、これは地方税法によって、特別徴収によって徴収しなければならないという規定がございます。特別徴収の場合ですけれども、浴場の経営者または徴収を便宜する者を当該市町村の条例によって特別徴収義務者として指定し、これに徴収させなければならないという法律規定がございまして、それが特別徴収義務者ということになります。

以上です。

○議長（板谷 信君） 9番、市川君。

○9番（市川昌美君） それでは、この第151条の、要するに記載の義務違反の罰則ですけれども、懲役が入って罰金も16倍ぐらいになっていますよね。ということは、例えばこの地方税条例というのは国のいわゆる改正によるものですが、すべて国の改正にのっとって、全部変えなくちゃならんという義務もあるものもないものもあるではないかと思えますけれども、例えば、その前に入湯税というのは、これは預かり金ですよ。お客様からの預かり金で、要するに大きいところで寸又峡あたりは、これは自己申告になっていますね。その辺のものと関連して、今までにそういう事例とか、こういう法律に抵触するような事例があったから、こういう改正を余儀なくされているということはございませんか。

○議長（板谷 信君） 税務課長。

○税務課長（渡邊 清君） お答えします。

入湯税の関係ですけれども、罰則の強化ということで、地方税法の改正によりまして町税条例も改正したものです。この強化ということで、検査忌避犯・虚偽帳簿書類等提示犯等に対する罰則の強化です。それとあと、当町の反則とかあるかということですが、ない

ということで承知をしております。事例はありません。

以上です。

○議長（板谷 信君） 9番、市川君。

○9番（市川昌美君） 余りはっきりわからないですけれども、要するに私が言っているのは自己申告の形態をとっているから、こういう義務違反が出てくると思うんです。普通だったら、領収書とか、いわゆる半券とか、そういうものの提出である程度の数を確認していれば、こんな問題要らないではないです、虚偽記載などというのは。ですから、その制度を変えていかないと、ただ税条例を変えても何ら滞納の解消にはならないではないかと私は思っているんですけれども、その辺含めまして、要望も含めまして、制度のいわゆる公正な形態に戻すというような形をとっていかないと、こういう滞納の解消というのにはならないと思いますけれども、その点、今後、どういう方向性を持っているのか、町民全体が、恐らくいろいろな例があると思いますけれども、正直に申告して、それで納税している人の方が大半ですから、その辺の形態を特別な形態にして、そこでその人たちにある程度幅を持たせるというのは、税条例の精神から考えると、ちょっと逸脱している感覚をちょっと僕ら感じるんですけれども、その辺は今後、どういう考えを持っていますか、町長お答え願います。

○議長（板谷 信君） 副町長。

○副町長（小坂泰夫君） 先ほど答弁させていただいた中にありますように、入湯税というのは地方税法、いわゆる上位法によって規定されているものでありまして、これによって特別徴収にしなければならないと、こういうふうにあるわけです。

今回、先般の全員協議会の際に、鈴木議員が言われていましたように、確かに今の問題の中、消費税も含めて申告の課税、特別徴収による課税というものについては、いろんな疑問点とか、そういうものがあるわけなんですけれども、ただ、そういう中でどうしても抜け落ちやすいというんですか、そういう部分が疑われるという部分もあるものですから、そういう意味では、こういう罰則を強化する中において、税に対する信頼をより高めていくということにあるということで御理解をいただきたいと思っております。

○議長（板谷 信君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第37号、川根本町税条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(板谷 信君) 起立全員です。

したがって、議案第37号、川根本町税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。



◎日程第4 議案第38号 川根本町消防団等公務災害補償条例の一部
を改正する条例について

○議長(板谷 信君) 日程第4、議案第38号、川根本町消防団等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(佐藤公敏君) 議案第38号、川根本町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、消防団員等公務災害補償条例の中に、障害者自立支援法を引用している部分がありますが、このほど障害者自立支援法の一部が改正されることに伴い、条例の一部を改正するものであります。

具体的には、平成23年10月1日から、障害者自立支援法第5条第4項に同行援護が追加されたことから、第5条第4項以降が1項ずつ繰り下げられたことであり、いま一つは、第5条第8項に規定される児童デイサービスが削除され、第5条第9項以降が1項ずつ繰り上げられることであります。

このため公務災害補償条例第9条の2第1項第2号の中で引用の障害者自立支援法第5条第12項で規定する障害者支援施設部分などが項ずれを起こすため、改正が必要となったものです。

なお、この障害者自立支援法の2つの改正は、施行日が異なることから、附則により適用期日をそれぞれ分けて規定することになります。

以上、よろしく御審議のほどをお願いいたします。

○議長(板谷 信君) 説明が終わりましたので質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(板谷 信君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(板谷 信君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第38号、川根本町消防団等公務災害補償条例の一部を改正する条例について採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(板谷 信君) 起立全員です。

したがって、議案第38号、川根本町消防団等公務災害補償条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

ここでしばらく休憩といたします。

休憩 午前 9時52分

再開 午前10時11分

○議長(板谷 信君) それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。



◎日程第5 議案第39号 工事請負契約の締結について

○議長(板谷 信君) 日程第5、議案第39号、工事請負契約の締結についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(佐藤公敏君) 議案第39号、工事請負契約の締結について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、平成23年度林道施設災害復旧事業、林道富沢線災害復旧工事の請負契約の議決を求めるものであります。

本工事につきましては、去る12月9日に8社をもって指名競争入札を実施いたしました。その結果、株式会社柳澤組が落札し、契約金額5,775万円で工事請負契約を締結しようとするものであります。

工期につきましては、議決の日の翌日から平成24年3月23日を予定しております。

以上、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長(板谷 信君) 説明が終わりましたので質疑に入ります。

質疑はありますか。10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 先ほど全協で説明をいただきまして、落札率、予定価格に対して99.28%ということで非常に高いわけですが、緊急の場合でありますし、特に大きな問題も耳に入っていないので、入札についての問題というのは、これ以上、私たちも資料がありませんので、そのことをとやかく言うことはできないなと思いますけれども、本当は異常に高い落札率だという気がします。この工事請負契約の締結で一番問題というか、気になる、心配になることは、やはりこの工事が全協でも小叡議員から言われたように、お茶どきの道路確保、あるいは地元の方たちは、今すぐにでも河原の仮設道もつくってもらって、時間帯で通れるようにはなったけれども、でも確実ではない、水が出れば、すぐ通れなくなると2週間、半月と通行どめとなってしまうわけですし、やはりなるべく早く、もう現道のところに何とか通れる道をつくってもらえないかという声が私のところには来ていました。お茶どきの道路の確保、できればそれ以前にも確保ができるかどうか、その生活道路の確保についての見通しをお聞きします。

○議長（板谷 信君） 建設課長。

○建設課長（大石守廣君） 現在は大井川に仮設道路をつくって、時間帯ではございますけれども使用していただいておりますが、今、御指摘のとおり、大雨が出れば崩壊をして通行どめということも考えられますので、一日も早く林道富沢線の復旧工事に努めていきたいということで考えておりますが、これから一月、二月たつて、工事が進んでいくこととなりますけれども、そういったところで、そういう御指摘のとおり車が通れるような、簡単なことで通れるような仮設道等ができるような状況であれば、そういうことで対応していきたいということで考えております。

今後、業者と本契約いたしまして、小まめに調整をとりながら、そういう要望もしていきながら工程を組んでいきたいということで考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（板谷 信君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第39号、工事請負契約の締結についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願ひます。

（賛成者起立）

○議長（板谷 信君） 起立全員です。

したがって、議案第39号、工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。



◎日程第6 議案第40号 平成23年度川根本町一般会計補正予算
(第6号)

○議長（板谷 信君） 日程第6、議案第40号、平成23年度川根本町一般会計補正予算、第6号を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤公敏君） 議案第40号、平成23年度川根本町一般会計補正予算、第6号の概要について説明いたします。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ5,406万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ60億4,143万7,000円としたいものであります。

第2表では、地方債の限度額について補正をしたいものです。

今回の補正予算は、台風15号災害による林道災害復旧事業、コミュニティ施設修繕事業、住宅リフォーム補助金等の追加や過疎対策事業等の起債事業の事業費変更に係る財源更正、繰越金の全額計上に伴うまちづくり基金等の財源更正と市町村職員共済組合負担金の財源率改定に伴う負担金の増加及び人事院勧告等に準じた職員人件費の補正が主なものです。

それでは、事項別明細書により歳出から説明をさせていただきます。

事項別明細の一般11ページからごらんください。

第1款議会費、第1項議会費は6万円の増額です。職員人件費の補正です。

第2款総務費、第1項総務管理費は49万9,000円の減額です。一般管理費については、特別職及び職員人件費と退職手当組合負担金の補正です。自治会振興費は、コミュニティ施設の修繕に係る工事費及び補助金の追加、諸費は、防犯灯整備事業費補助金の追加です。

第2項企画費は558万円の増額です。企画総務費については、職員人件費の補正です。情報政策費は、情報通信基盤整備事業についての住民アンケートに係る郵便料の追加、ダム水源地域振興費は、職員人件費の補正です。

第3項徴税費は56万9,000円の追加、第4項戸籍住民基本台帳費は33万2,000円の減額です。これは職員人件費の補正です。

第5項選挙費は14万9,000円の増額です。これは直接請求に係る選挙管理委員会委員報酬です。

第3款民生費、第1項社会福祉費は286万円の減額です。社会福祉総務費、老人福祉費は、職員人件費の補正と社会福祉基金の充当、過疎債を減額するものです。国民年金事務費は、

職員人件費の補正です。国民健康保険費は、職員人件費に係る特別会計繰出金の増額、後期高齢者医療費は、人間ドック費用助成委託料、県後期高齢者医療広域連合前年度精算負担金の増加と職員人件費の補正です。

第2項児童福祉費は18万円の増額です。児童福祉総務費、児童福祉施設費及び子育て支援対策費は、それぞれ職員人件費の補正です。

第3項災害救助費は66万円の増額です。これは要援護者支援マップ整備費用の追加です。

第4款衛生費、第1項保健衛生費は89万1,000円の減額です。保健衛生総務費、環境衛生費は、職員人件費の補正です。飲料水供給施設費は、洗沢飲供施設テレメーター修繕費用の追加をお願いするものです。

第2項清掃費は26万8,000円の減額です。これは職員人件費の補正です。

第6款農林水産業費、第1項農業費は63万3,000円の増額です。農業総務費、農林業センター運営費、農地費及び地籍調査事業費は、職員人件費の補正です。

第2項林業費は678万2,000円の増額です。林業総務費は、職員人件費の補正です。林業振興費は、みなとモデル二酸化炭素固定認証制度に係るPRイベント費用の追加、造林費は、台風による倒木、崩土除去に係る費用の追加、林道費は、職員人件費の補正と林道千頭嶺線分筆登記費用及び凍結防止剤購入費用等の追加をお願いするものです。

第7款商工費、第1項商工費は700万1,000円の減額です。商工総務費、音戯の郷運営費は、職員人件費の補正です。商工業振興費は、住宅リフォーム推進事業補助金の追加です。観光費は、職員人件費の補正、青部地区トイレ整備事業の中止に係る委託料、工事費の減額、過疎債の充当の減額です。

第8款土木費、第1項土木管理費は274万7,000円の減額です。職員人件費の補正です。

第2項道路橋りょう費は1,469万9,000円の増額です。道路維持費は、バリケード等の購入費と重機借上料の追加、道路新設改良費は、富沢地区への迂回路の新設として集落道富沢線の測量設計委託料、県道整備事業負担金、町道高郷中央支線の土地購入費等の追加と職員人件費の補正です。

第3項河川費は200万円の増額です。これは土砂等の除去に係る重機借上料です。

第9款消防費、第1項消防費は580万7,000円の減額です。常備消防費は、高規格救急車購入に係る過疎債の充当変更です。非常備消防費は、本年度、台風等により非常災害出動費が不足したため、今後に備えた追加と東日本大震災により消防団員等公務災害補償等共済掛金が不足したため追加負担するものであります。共済掛金追加負担分については全額特別交付税で措置されています。消防施設費は、国道362号藤川地区の歩道拡幅に伴う詰所移転工事が、国の事業見送りのため本年度中止となったため工事費を減額し、過疎債及び移転補償費も減額するものです。災害対策費は、移動系、同報系の防災無線の修繕費、県と共同で進めている防災行政無線デジタル化に伴う白羽山中継局無線設備移転工事費、自主防災会防災資機材購入補助金の追加をお願いするものです。

第10款教育費、第1項教育総務費は484万円の減額です。事務局費は、職員人件費の補正です。教育諸費は、教職員住宅の修繕費の追加をお願いするものです。

第2項小学校費は73万5,000円の減額です。これは職員人件費の補正とまちづくり基金の充当の減額です。第3項中学校は464万5,000円の増額です。学校管理費は、職員人件費の補正とまちづくり基金の充当の減額、教育振興費は24年度の教科書採択に伴う教師用指導書等の購入費の追加です。

第4項社会教育費は18万7,000円の増額です。職員人件費の補正です。

第5項保健体育費は59万7,000円の増額です。職員人件費の補正です。

第11款災害復旧費、第1項農林水産施設災害復旧費は4,330万円の増額です。これは台風15号による林道河内川線、寸又線の2路線の工事費です。

続きまして、歳入について説明いたします。

事項別明細の一般7ページをごらんください。

第11款分担金及び負担金、第2項負担金は53万3,000円の増額です。これは徳山コミュニティ防災センター修繕に係る負担金です。

第14款県支出金、第2項県補助金は2,197万3,000円の増額です。民生費県補助金は、要援護者支援マップ整備事業に係る地域支え合い体制づくり事業費補助金、消防費県補助金は、自主防災会資機材購入に係る大規模地震対策等総合支援事業費補助金、災害復旧費県補助金は、林道河内川線に係る補助金の追加です。

第17款繰入金、第2項基金繰入金は6,518万3,000円の減額です。今回の補正による一般財源の調整として、財政調整基金を18万3,000円、まちづくり基金繰入金を2,500万円減額、社会福祉基金繰入金を4,000万円減額するものです。

第18款繰越金、第1項繰越金は1億1,936万9,000円の増額です。これは前年度繰越金で今回の補正で全額計上となります。

第19款諸収入、第5項雑入は913万1,000円の減額です。これは後期高齢者医療人間ドック費用交付金の追加と、本年度、藤川地区の消防団詰所建設中止に伴う補償金の減額です。

第20款町債、第1項町債は1,350万円の減額です。これは過疎対策事業債、公共事業等債、災害復旧債の充当変更及び追加です。民生債は、外出支援車購入、農林水産業債の過疎対策事業債は、林道智者山線・藤川線開設負担金、公共事業等債は、林道寸又線・塩野線、商工債は、青部地区トイレ整備事業、消防債は、高規格救急車購入及び藤川地区消防団詰所に係る充当変更と林道河内川線災害復旧債の追加をお願いするものです。

第2表、地方債補正につきましては、一般4ページをごらんください。

限度額を過疎対策事業は2,320万円の減額の8,210万円、公共事業等事業は70万円増額の1,580万円、災害復旧事業は900万円増額の4,630万円に補正するものです。

以上、御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（板谷 信君） 説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑はありませんか。10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 10番、鈴木です。

歳出の方の13ページからいきます。

2款2項5目の情報政策費の通信運搬費89万円の計上ですけれども、これはもう執行したものに對する予算なんですけれども、こういう執行済み予算が許される根拠は何かお聞きします。

それから2点目は、16ページの3-1-9の後期高齢者医療費の19節、県後期高齢者医療広域連合前年度精算負担金147万9,000円について、22年度の1人当たりの医療費が昨日聞きましたら62万2,259円で、21年度より3万8,428円増えているということで、それでも県下で一番低いということですが、県の平均が21、22年、どれくらいなのかお聞きいたします。

それから3点目ですけれども、19ページの4-1-8の飲料水供給施設費のところですが、修繕費の216万2,000円について、洗沢飲供施設への落雷で、修繕料は保険の対象になるという説明だったんですけれども、いつ、どのように補償されるのか伺います。

4点目は、23ページの7-1-3の観光費で、青部のトイレの建設が中止ということなんですけれども、大鉄から敷地内につくるのは線路外にできる道路、バイパスのドライバーの人たちが線路を渡ってくると危ないということで断られたという説明だったんですけれども、一番使いたいのは青部の高齢者の方々が電車に乗って帰ってきたとき、降りたときに、1時間以上も乗ってきたということで、本当に駅のそばにトイレが欲しいよと、以前あったんだけど、なくなってしまって欲しいよという声から始まったものですけれども、こういうふうに、それともう一つは、つり橋のところに観光客が歩いてみえるということで、かなり大勢の方々がみえるということなんですけれども、そういう方のためにトイレが欲しいという要望があったんですけれども、大鉄さんが、一応当初予算の時点では了解してくれて予算を組んだわけですね。後になってだめということと言われるというのは非常に納得できないんですけれども、今後、どのようにこのトイレ設置をしていく考えか、見通しを伺います。

それから25ページの8-2-2ですけれども、13節の委託料で富沢線の迂回路新設ということで、平戸線を新設するというので測量設計委託料が989万円出ているんですけれども、先ほども林道富沢線崩落の工事請負契約が可決したわけですが、要望も出しましたけれども、本当に3カ月以上がたって孤立している状況で、やっと大井川にできた仮設道路も、できたと思ったら流されて、半月近くもまた通行どめになって一度も通れない状況で、許可が出ない状況で、もう通れなくなっていたということで、本当に住民の方々の不安というのは、もう私たちが想像できない大きなものがあると思うんです。私は、少しぐらい現道の復旧工事が遅れるとしても、私はまず最初に、その生活道路を確保するというのが一番大事ではないかと思うんです。これまでもう3カ月放ってきた生活道路は、山の上を本当に歩く

危険な道しかなかったということで、大きなもの、食料など買って歩くこと、あるいは高齢者の方が病気なんかで外に出ること、こういうことさえも本当に健康の保障、生活の保障もない状態にあったわけですからけれども、そういう中で、この林道の富沢線のための迂回路を新設するというわけですからけれども、この工事がどれくらいの期間を見ているのか、どれくらいの規模の工事なのか、延長、幅、もう一本、迂回路が欲しいというのは、もう前からの要望だと思いますので、これはこれで進めていただきたいんですけれども、現在の孤立の解消のスケジュール、きちんと地元の人に示せるスケジュールを欲しいと思うんですけれども、この2点についてお聞きいたします。

○議長（板谷 信君） 答弁をお願いします。企画課長。

○企画課長（羽倉範行君） 13ページの第2項5目情報政策費の通信運搬費89万円は、執行済みの予算であります。許される根拠は何かという御質問でございます。

このアンケートの実施につきましては、11月10日の全員協議会の席におきまして、通信費に不足を生じるため補正をお願いするという旨を、アンケートの実施とあわせて御了承をいただき実施をさせていただきました。支払いにつきましては、まだ未執行ということでございます。よろしく申し上げます。

以上です。

○議長（板谷 信君） 生活健康課長。

○生活健康課長（栗原 卓君） 16ページの後期高齢者医療ですけれども、1人当たりの医療費、県の平均ですけれども、21年度が74万8,322円です。22年度ですが76万7,965円です。

以上です。

○議長（板谷 信君） 建設課長。

○建設課長（大石守廣君） それでは、建設課関係の御質問につきまして2件ございますが、続けて御説明させていただきます。

まず19ページ、4款1項8目の飲料水供給施設の関係でございますけれども、修繕料は保険の対象という説明だったが、いつ、どのように補償されるのかという御質問ですが、保険の関係ですけれども、財団法人全国自治協会の建物災害共済というものに加入をしております。まず被害があった場合、一番最初に罹災速報というものを全国自治協会に提出をいたします。そして修繕完了後に、請求書の写しとともに関係書類を提出し、そこで審査をしていただきまして、その後、金額が振り込まれるということになります。今までの実績からいきますと、落雷の被害につきましては保険金10分の10ということでございます。

それから25ページ、8款2項2目の関係で、富沢地区の関係になりますが、富沢地区の現状ということでございますが、現在、大井川に仮設の道路の設置をいたしまして、12月10日から通行可能ということになっております。

それから、被災箇所の復旧に今後努めていくこととなりますけれども、本日、請負契約の締結の御承認もいただきましたので、本契約をさせていただきますが、早期の完成に努めて

いきたいと思っております。

また、これから工事も進捗してまいりますので、そのときの状況を見ながら、現道に仮設、どういった形でできるか、今ここではちょっと申し上げることはできませんが、できるだけ通行可能なような仮設の道路設置ができないかということを検討しながら、復旧工事を進めていきたいということで考えております。

それから、新設を計画している迂回路の延長、幅、工事期間という御質問でございますけれども、現在は机上での計画ということでございますけれども、延長は約1,600m、道の幅、幅員は3mということで考えております。本日補正予算が承認をされましたので、早急に委託業務へ発注いたしまして、来年秋ごろまでには現地測量と実施測量、ともに終了いたしまして、地権者の皆さんにも説明をさせていただきまして、御協力をお願いをしたいということで考えております。

それから、工事の実施でございますけれども、来年は測量設計ということになると思いますので、平成25年度以降からの工事着手ということになるということで考えておりますけれども、延長が1,600mということで大変長いこともありますので、最低3年から5年は必要かと思っておりますが、舗装とか安全施設、こういったものの設置は後回しになるといたしましても、開設の方は、とにかく一日も早く終了するような、そういったスケジュールで進めていきたいなということで考えております。

以上です。

○議長（板谷 信君） 商工観光課長。

○商工観光課長（筒井佳仙君） 23ページの観光費、青部トイレの工事が中止になった件ですが、1つ目としまして、地元の利用者をつり橋を利用した観光客がどうするのかということと、あとほかに理由があるか、もう一つ、今後の見通しという件ですが、まず最初に青部トイレ工事につきましては、地主である大井川鉄道には、計画段階では用地について同意をいただいております。しかし、その後、会社方針が変更になったため中止ということになりました。理由として伺っておりますのは、青部バイパスが完成後、バイパスから踏切に自動車が入ってくる場合、山側の道路が狭く、かつ鋭角になっております。また、遮断機も設置されておりませんので、観光客の自動車と列車の接触事故の危険性があるというのが一番の理由でした。

ほかの理由としては、崎平駅の場合は、地区の乗降客に加え、田代地区や上岸地区の人も利用しており、青部駅は崎平駅に比べ利用客が少ないことというのも理由として伺っております。

さらに、今後の見通しですが、3月まで発電所と変電所間のつり橋が工事のため通行どめとなるということで、観光客の方が通行できない状況になっておりますので、来年度、仮設トイレを設置して対応していきたいと考えております。

○議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 再質問を行います。

2点目の後期高齢者医療費の件ですけれども、県の平均が1人当たり約2万円弱ですけれども増えているわけですよね。それで、町の方では1人当たりが3万8,428円と、県の増え方に比べて非常に大きいわけですけれども、こういう大きな増加の原因をどのように考えるのでしょうか。

また保険料など、県の方も増えているということで、保険料の値上げが大変心配されるわけですけれども、高齢者の方々も、これ以上の負担は本当に限界だよという声をいろいろなところで聞くわけですけれども、どのように対応しようとしているのかお聞きいたします。

それから、青部のトイレの設置の延期についてですけれども、危ないということが一番大きな理由で、大鉄さんから待たがかかったということですが、利用者が少ないというのは根本的な理由にはならないと思うんですね。必要な人たちはいらっしゃるわけですから。危ないということで、大鉄の構内につくるのを認めてくれないとなると、結局、今度は降りた人たち、大鉄を降りた人たちが線路を渡って、道路の方につくると使わなければならないということで、遮断機がないということが、遮断機がなくて、あそこは車も踏切が渡れるようになっているというのが一番大きいのではないかなと思うんですが、また場所がどのように決まるか、地元の人たちも場所については説明がまだないみたいですので、仮設トイレをつくってくれるということを首を長くして待っているという状況ですので、ぜひ、地元の人たちとの話し合いも進めながら、危ないということについては、もう少し対応を行政、大鉄さんにも要望していくべきではないかと思うんですが、この点についてお聞きしたいと思います。

それから3点目は、富沢線の迂回路、新設平戸線のことで、これは情報を地元の人たちに、とにかく細かいことでもいいから、逐一こういうふうに町は計画している、こういうふうにしたいということ、やはり情報を提供するということが一番大きくて、それから現道への仮設道路も通行可能なようなら、できないか検討されるということで、本当に少しほっとするわけですが、まだ実現の見通しは全くないということで、地元の人たちもいろいろ、もう3カ月間閉じ込められている間に、こうすればいいんじゃないか、ああすればいいんじゃないかと、本当に専門の知識を持っている人もいらっしゃるし、その方法について、もう眠れないくらい考えておられるので、やはり地元の人たちの意見も聞きながら、生活道路の確保、仮設道路の確保というのは、ぜひ一日も早く、このことで工事が少々遅れても、仮設道、生活のための道路を車が通れるように確保するということが私は先だと思います。一日も早くやるべきだと思いますので、もちろん復旧工事も頑張ってもらいたいんですが、地元の人たちへの説明と相談、話し合いというのも、ぜひやっていただきたいと思うんですが、その点について、お考えを述べてください。

○議長（板谷 信君） 生活健康課長。

○生活健康課長（栗原 卓君） 後期高齢者医療の増加の原因なんですが、外来での受診率は

減っているんですが、入院の受診率が上がっております。それで、1人当たりの診療日数でも、外来は減少していますが、入院が増えているという状況です。

それで、1人当たりの診療費も入院で大幅な増となっている。このことから病気の重症化により入院の日数が増えたことが主な原因だと考えております。そして、それを解消するには、検診、人間ドックを含みますけれども、さらに推進して医療費の増加を抑制をするという考えであります。

それから、保険料の影響なんですけれども、医療給付費は歳出の大半を占めているものですから、保険料の影響も出てくると思います。そのために財政安定化基金交付金や前年度繰越金を活用して保険料率の増加抑制を図るように、広域連合の方で調整をしていただいております。

以上です。

○議長（板谷 信君） 商工観光課長。

○商工観光課長（筒井佳仙君） 青部トイレの設置位置につきましては、今回の話を伺いまして、駅のホームの川側にできないものかと考えましたところ、あそこは河川区域になっていまして建物が建てられないということで、今回、計画を断念した経緯があります。

それとあと、今後、要望していくということですが、観光課と、最近、ハイキング等の客も多くなっておりますので、利用しやすい位置に設置していきたいと考えております。

○議長（板谷 信君） 建設課長。

○建設課長（大石守廣君） 富沢地区への対応の関係でございますけれども、今現在、大井川に仮設の道路が設置をしておりますけれども、この道路が使える間に、できる限りの災害復旧工事を進捗していきたいということで考えております。そして、仮設の道が3月半ばごろということですので、それまでにできる限り進めていきたいということで考えておりますが、あと3月ごろ、3カ月後、現場がどのような形になっているかというのは、ちょっと今、わかりませんが、かなりの進捗が図られるということで考えておりますので、そのときの状況を見ながら簡単な構造で仮設の道路ができるような方法を考えていきまして、何とか対応できるというような方法で考えていきたいということで考えております。

それから、情報が確かに今まで発信が少なかったということもございますので、これからは工事の進捗状況とか、そういったものにつきまして小まめに情報を地区の皆さんにお知らせしていきたいということで考えております。

○議長（板谷 信君） ほかに質疑はありませんか。9番、市川君。

○9番（市川昌美君） 関連になりますけれども、今、御答弁のあった、鈴木議員からありました富沢地区の問題ですけれども、何か町自体が仮設道路をやるのか、あるいは今、これを入札しました、この道路の進捗状態を見てどうだとかというよりも、お茶ということばかりターゲットになっておりますけれども、そうではなくて、生活道路として、もう3カ月、ないですからね。私たち前に全協でも言ったように、水を相手にするもので橋はだめだと僕らは

言ったと思いますけれども、これでだめになれば、本当にろくに利用価値のない道路に金をかけたということになって、マイナス面の方が大きいと思うんですよ。ですから、3カ月たったって、これから3カ月あるといいますけれども、3カ月たって、まだ仮設道路はないんですから、それでまた今ある災害の道路の進捗状態を見て、それでどうだと言っていますけれども、事前のいわゆる茶園の場合も、整備とか肥料を入れたり、何か資材を持って歩き回るといふものが、今の仮設の橋で間に合えばいいですけれども、何か仮設道路をつくるのか、じゃ、橋に全部依存してどうするのかというものが、どうですか、これはトップダウンで災害の問題ですから、通常のあれと違って、きちっとできないものではないか。いかがですか。

○議長（板谷 信君） 建設課長。

○建設課長（大石守廣君） ただいまの御質問ですが、被災箇所に仮設の道路をつくってほしいという御要望だと思いますけれども、今の被災箇所の現状ですけれども、幅員3mという道が設置できるのがやっとという狭い箇所になりますので、そこに復旧工事をやりながら、仮橋等の施設をつくるというのは、スペース的に考えましても無理がありますので、今の現場に橋をつくると、仮道をつくるという、今の現状では無理かと思えます。

先ほども申し上げましたけれども、これから復旧工事が進んでいきますので、今、現場が被災箇所が約90mほどございますけれども、これから復旧が進んでいきますと、その被災の延長が30mなり20mとなっていくしますので、そういったときには距離が短くなってくれば、何らかの手は打てるのではないかなということで考えておりますので、先ほども言いましたけれども、進捗の状況を見ながら、そのときの合った方法で考えていきたいということでございます。

○議長（板谷 信君） 9番、市川君。

○9番（市川昌美君） 大体わかりました。

それと、これは本当の一問一答ですけれども、こういう問題の処理が遅れているということとはなぜかという、例えば今回もこの補正で消防費が500何万の減額補正になっていますね。こういうものも実を言うと、消防のいわゆる……。

○議長（板谷 信君） 消防の質問はできませんよ。

○9番（市川昌美君） まだやらない。できないですか。

○議長（板谷 信君） はい。一括質疑だもので。何度も注意しているような気がしますが。

○9番（市川昌美君） 特別に1点だけ聞きたいんですけども、災害があったときに困るものですから、ちょっとお願いしたいんですけども、お願いなんですけれども。

○議長（板谷 信君） これは質疑なので。お願いの時間ではないので。議会のルールだけは守ってください。

○9番（市川昌美君） そうか、申し合わせだね。災害がなければいいですけれども、無線が全部だめだということだけ申し上げておきます。消防……。

○議長（板谷 信君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第40号、平成23年度川根本町一般会計補正予算、第6号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（板谷 信君） 起立全員です。

したがって、議案第40号、平成23年度川根本町一般会計補正予算、第6号は、原案のとおり可決されました。



◎日程第7 議案第41号 平成23年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（板谷 信君） 日程第7、議案第41号、平成23年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算、第2号を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤公敏君） 議案第41号、平成23年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算、第2号の概要について説明いたします。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ856万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億6,189万8,000円としたものです。

今回の補正予算は、人事院勧告等に伴う職員人件費の補正と平成22年度療養給付費等の精算について補正するものです。

それでは、事項別明細書により歳出から説明をさせていただきます。

事項別明細の国保5ページをごらんください。

第1款総務費、第1項総務管理費は162万7,000円の増額です。これは職員人件費の補正です。

第11款諸支出金は、第1項償還金及び還付加算金は694万1,000円の増額です。これは22年

度療養給付費及び特定健康診査等の交付金の確定に伴い返還金を補正するものです。

続きまして、歳入について説明いたします。

事項別明細の国保4ページをごらんください。

第9款繰入金、第1項一般会計繰入金は162万7,000円の増額です。人件費補正分を繰り入れるものです。

第2項基金繰入金は694万1,000円の増額です。これは22年度の交付金確定に伴う超過交付分返還金について、支払準備基金を取り崩して対応するものです。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（板谷 信君） 説明が終わりましたので質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第41号、平成23年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算、第2号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（板谷 信君） 起立全員です。

したがって、議案第41号、平成23年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算、第2号は、原案のとおり可決されました。



◎日程第8 議案第42号 平成23年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）

○議長（板谷 信君） 日程第8、議案第42号、平成23年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算、第3号を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤公敏君） 議案第42号、平成23年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算、第

3号の概要について説明いたします。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ882万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億8,268万1,000円としたものです。

今回の補正予算は、落雷による設備修繕、点検により判明した緊急修繕等の費用の追加をお願いするものです。

それでは、事項別明細書により歳出から説明させていただきます。

事項別明細の簡水5ページからごらんください。

第2款水道事業費、第1項水道管理費は882万8,000円の増額です。これは点検等による緊急修繕として、避雷器などの計装装備14施設、機械設備7施設と落雷による機械設備6施設分の追加と桑野山井戸のクリーニングの委託料の追加をお願いするものです。

続きまして、歳入について説明いたします。

事項別明細の簡水4ページをごらんください。

第6款繰入金、第2項基金繰入金は555万円の増額です。これは修繕及び委託料に係る財源として水道事業基金から繰り入れるものです。

第7款繰越金、第1項繰越金は327万8,000円の増額です。これは前年度繰越金で全額計上となります。

以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（板谷 信君） 説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑はありませんか。10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 4ページの歳入のところで、今回の修繕料、維持管理費ですね、全額が繰越金と基金の取り崩しということで、一般財源を充てるということになっているわけですね。それで……あ、一般財源、その他の財源になるのか。あの、基金がその他の財源になるわけですね。だけれども、こういうときに一般会計からの繰り入れが全くされていないということで、維持管理費は一般会計の繰り入れは本当にわずかしかない状況ですけれども、当初予算でも20万円しか組んでいませんので、こういう災害によって起きた修繕は、2-1-2の災害復旧費に計上すれば、一般会計からの繰り入れも当然やらなければいけない状況になるのではないかと思うんですけれども、今回、災害復旧費に計上しなかったのはどうしてか伺います。

それから、これは通告していないんですけれども、5ページの委託料で、桑野山の井戸水源クリーニング委託料160万7,000円計上されているんですけれども、井戸の水源のクリーニングというのは余り聞いたことがない、私が忘れていいのかわかりませんが。すべての……あ、井戸水源じゃなくて……。こういうのを定期的にどれくらいかの割合でクリーニングをしなければならいんでしょうか。

○議長（板谷 信君） 建設課長。

○建設課長（大石守廣君） それでは、ただいまの御質問ですけれども、まず最初に、修繕料の関係で、災害復旧費で計上し、一般会計を繰り入れをすべきではないかという御質問ですけれども、今回、修繕費として補正をお願いいたしました722万1,000円でございますけれども、これは定期点検の結果により不具合があった施設の修繕料として240万6,000円、それと落雷による修繕料として481万5,000円の合計をお願いするというものになりますけれども、水道施設の災害の採択の要因というものがございまして、そういう規定がございましてけれども、大雨による河川の出水や一定量以上の降水量、また地震、地すべり等という場合に災害ということで採択されるという規定がございまして、今回の落雷の被害につきましては通常の維持管理費の修繕料ということで対応させていただきました。

財源につきましては、今回の補正予算の中では出てきませんが、先ほどの飲供施設と同様、保険に入っておりますので、修繕完了後に保険金請求書を提出いたしまして、これを財源の一部に充当するという予定であります。

それから、この保険金ですけれども、保険金は簡易水道特別会計の雑入に振り込まれるということになりますので、この保険金を全額簡水の落雷の修理費ということで使わせていただくということになっております。

それから、13節の委託料の関係ですが、井戸の水源クリーニング委託料ということで160万7,000円、今回お願いをするわけですけれども、これは桑野山にあります地下水の井戸のポンプになります。通常5年に1度はクリーニングとかメンテナンスをするというのが一般的と言われておりますけれども、ここにつきましては、もう10年近くやっていないということで、最近になりますけれども、急に目詰まりが発生をいたしまして、自動で運転できないという状態になっておりますので、早急に修理をしたいということで今回お願いをいたしました。

以上です。

○議長（板谷 信君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第42号、平成23年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算、第3号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(板谷 信君) 起立全員です。

したがって、議案第42号、平成23年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算、第3号は、原案のとおり可決されました。



◎日程第9 議案第43号 平成23年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算(第3号)

○議長(板谷 信君) 日程第9、議案第43号、平成23年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算、第3号を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(佐藤公敏君) 議案第43号、平成23年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算、第3号の概要について説明いたします。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1,396万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,729万7,000円としたいものです。

今回の補正予算は、11月17日から清水医師を迎え再開した、いやしの里診療所等の運営に係る経費と職員人件費について補正をするものです。

それでは、事項別明細書により歳出から説明をさせていただきます。

事項別明細の診療所4ページをごらんください。

第1款総務費、第1項施設管理費は1,396万1,000円の減額です。これは運営委員会委員、医師及び休日当番医報酬と職員人件費の減額、医師住宅への入居に係る修繕等の経費の追加をお願いするものです。

続きまして、歳入について説明いたします。

事項別明細の診療所3ページをごらんください。

第1項診療収入、第1項外来収入は1,396万1,000円の減額です。これは本年度の見込みにより減額するものです。

以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長(板谷 信君) 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。10番、鈴木君。

○10番(鈴木多津枝君) いやしの里診療所は、長い間、休診になっていたんですけども、やっと再開されて1カ月近くがたとうとしているんですけども、再開後の状況はどんな状

況かお聞きいたします。

それから、昨日説明を担当課長に聞いて、もう質問しなくてもいいかなと思ったんですけども、やはりちょっと質問しておきたいので、看護師さんのことで、看護師さんの一般職給が334万円減額というのは、看護師さん1名分の給与の減額ということなんですけれども、かなり大幅な減額をしているわけですけども、結局1名ということを知って非常に不安を感じました。先生お1人、看護師さん1名ということで本当に大丈夫なのかな、対応できるのかなという心配がありますけれども、看護師さんだって人間ですから、いろいろ用があるときもあるでしょうし、そうすると先生1人でやらなければならないとかいう状況も十分考えられるわけなんですけれども、どのように考えているのか、2人必要だということをお聞きして、町がどのように対応を考えているのかお聞きいたします。

○議長（板谷 信君） 生活健康課長。

○生活健康課長（栗原 卓君） 11月17日から再開されまして、その状況ということでお話をします。

11月17日から今まで来ていただいております県立総合病院の清水先生によりまして再開をしております。それで、週4日の診療ということで、水曜日から土曜日になりますが、水曜日は午後4時から午後6時まで、それから木曜日、金曜日ですけども、9時から17時、それから土曜日は9時から12時ということで、ちょっと変則ではありますが診療を始めております。

それで、患者数なんですけれども、11月が7日間診療いたしまして123人、12月は10日までなんですけど、7日間で109人、計で232人です。1日当たりの患者数ですけども16.6人ということになっております。

以上です。

○議長（板谷 信君） もう一つの看護師の方は。副町長。

○副町長（小坂泰夫君） 看護師については、採用の方は12月1日から採用をしておるわけですけども、先ほどの御質問の中にありましたように、例えば看護師さんが急用等があった場合という、そういう想定がされたときには、町の看護師もおりますので、従前、町の看護師が交代で対応をしておりましたので、そういう補完はできるというふうに考えております。

なお、2人というお考えもあろうかと思うんですけども、清水先生ともお話しした中でお1人という対応でございますし、それからほかの職員3名、2人半の人員確保ということになりますけれども、3名の確保をして、先生の方も十分対応できる、修得した職員であるというふうに申されておりますので、それで対応をしております。

○議長（板谷 信君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(板谷 信君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第43号、平成23年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算、第3号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(板谷 信君) 起立全員です。

したがって、議案第43号、平成23年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算、第3号は、原案のとおり可決されました。



◎日程第10 発議第5号 軽油取引税および石油石炭税の免税等に関する意見書の提出について

○議長(板谷 信君) 日程第10、発議第5号、軽油取引税および石油石炭税の免税等に関する意見書の提出についてを議題とします。

お諮りします。

発議第5号は、会議規則第39条第2項の規定によって趣旨説明を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(板谷 信君) 異議なしと認めます。

したがって、発議第1号は趣旨説明を省略することに決定しました。

なお、本発議は全員が賛成者でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(板谷 信君) 異議なしと認めます。

したがって、質疑、討論を省略することに決定しました。

これから発議第5号、軽油取引税および石油石炭税の免税等に関する意見書の提出についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（板谷 信君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第5号、軽油取引税および石油石炭税の免税等に関する意見書の提出については、原案のとおり可決されました。



◎日程第11 川根本町議会議員派遣の件

○議長（板谷 信君） 日程第11、川根本町議会議員派遣の件を議題とします。

川根本町議会会議規則第121条の規定による議員の派遣については、お手元に配付しました議員派遣の件のとおりです。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 異議なしと認めます。

よって、川根本町議会議員派遣の件については、お手元に配付した議員派遣の件のとおり決定いたしました。



◎散 会

○議長（板谷 信君） お諮りします。

12月15日から12月20日までの6日間、休会としたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 異議なしと認めます。

したがって、12月15日から12月20日までの6日間、休会とすることに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

御苦労さまでした。

散会 午前11時17分